


環境省・オフセット・クレジット(J-VÉR)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年7月26日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
三田農林株式会社 間伐促進型プロジェクト(岩手県盛岡市)			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	三田農林株式会社(ミタノウリンカブシキガイシャ)		
住所	岩手県盛岡市中央通一丁目1番23号		
代表者氏名	三田林太郎	代表者役職	
担当者氏名	藤井貴史	担当者 所属部署・役職	山林部
担当者 E-mail	nor-fujii@mita-gnet.co.jp	担当者電話番号	019-624-2120
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	盛岡市森林組合		
プロジェクト参加者名	岩手林業株式会社		
オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	三田農林株式会社(ミタノウリンカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0051
プロジェクト登録日	2010年11月15日
プロジェクト概要 ¹	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>① 目的 間伐により残存木の生長を促し温室効果ガス吸収力を高め、温室効果ガス排出量を埋め合わせることができるクレジットを生み出す。</p> <p>② 内容 2008年度から2012年度までに中津川経営区、築川経営区のプロジェクト対象地において、適切な間伐を行う。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>① 条件1 本プロジェクト実施地は、岩手県地域森林計画の対象となる森林である。よって森林法第5条に定める森林である。</p> <p>② 条件2 プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐である。 ■クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証における森林計画書において転用及び主伐が計画されていない。■2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。</p> <p>③ 条件3 プロジェクト実施地が持続的な森林経営の対象地であることが、森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法で証明される。市町村等によって森林施業計画の認定を受けている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>プロジェクトに関連する法令は下記の通りで、全て遵守している。</p> <p>① 森林・林業基本法 第9条森林所有者としての責務</p> <p>② 森林法 第5条地域森林計画、第11条森林施業計画、第10条の5市町村森林整備計画</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

登録時

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
コンパス S-25 トラコン	(有)牛方商会	5年	1985年	面積測量機
GPS GPS Pathfinder ProXT	トリンプル社	5年	2009年	面積・位置測定機
レーザー距離測定器 トウルーパールス200	レーザーテクノロジー社	5年	2009年	樹高測定器
検測竿 逆目盛検測桿FT型10m	宣真工業	5年	2009年	樹高測定器

変更後

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
コンパス S-25 トラコン	(有)牛方商会	5年	1980年,1998年	面積測量機
コンパス S-28 ポケットコンパス	(有)牛方商会	5年	1990年	面積測量機
レーザー距離測定器 トウルーパールス200	レーザーテクノロジー社	5年	2009年	樹高測定器
検測竿 逆目盛検測桿FT型10m	宣真工業	5年	2009年	樹高測定器

【モニタリング方法】

- ①測定機器の点検②活動量のモニタリング③吸収・排出係数のモニタリング(地位の特定、幹材積成長量の読み取り、拡大係数の特定)④プロジェクト対象森林の写真撮影⑤モニタリング結果の集計・算定⑥モニタリング報告書の作成

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

GHG 算定式に使用するパラメータとその準拠性を示す。

- ① AreaForest,i
実測値を使用する。
- ② Δ TrunkSC,i
文献・資料に基づく方法による。「岩手県民有林スギ林分材積表」を使用し、幹材積の年間成長量を読み取る。
- ③ BEFi, WDi, CF、Rratio,i
公表資料「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の数値を用いる。

【モニタリング体制】

- ① J-VER プロジェクト担当者 (三田農林(株)山林部員)は吸収量算定担当者(三田農林(株)取締役山林部主任・山林部員)、内部監査員 (岩手林業(株)常務取締役他)に対し教育・訓練を行う。
- ② 吸収量算定担当者2名が測定機器の点検、現地調査、吸収量の算定、モニタリング報告書の作成を行う。
- ③ 吸収量算定担当者1名がデータ確認、報告書精査を行い承認する。

- ④ 吸収量算定確認者(三田農林(株)取締役支配人)及び吸収量算定責任者(三田農林(株)取締役社長)が報告書精査を行い、承認する。
- ⑤ 内部監査員は吸収量算定担当者に対し監査を行い、吸収量算定責任者に監査報告書を提出する。

【QA / QC 体制】

① 内部監査

モニタリング報告書作成時・作成ごとに行う。内容は方法論・ガイドライン準拠の適合性確認、測定記録・算定結果のサンプリング調査、モニタリング体制の確認、是正措置とする。

② 教育訓練

内容はモニタリング手順、吸収量算定方法、モニタリング報告書記載方法、測定の訓練とする。

③ 情報管理

三田農林(株)山林部が永久保管する。電子情報は担当者端末、サーバー及び電子媒体に保管管理する。印刷してファイルにも保管する。

④ データ確認

三田農林(株)取締役山林部主任が行う。内容は野外調査表と算定ファイルの突き合わせ、吸収量算定の確認、係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較とし、以上の項目を2時間以上の間隔をおいてダブルチェックする。

⑤ 測定機器の維持管理

登録時

三田農林(株)山林部がモニタリング実施前にコンパス、GPS、レーザー距離測定器について点検する。

変更後

三田農林(株)山林部が下記の通り測定機器を点検した

○ コンパス

プロジェクト対象地の面積は過去の補助金申請時の実測結果を用いている。当時の実測前から現在までコンパスの機器点検は行っていないので、面積が既知の場所を当時の使用機器で実測し、適切に稼働していたか比較判定した。その後、使用説明書に従って点検した。

○ GPS

使用しないので点検しない。

○ レーザー距離測定器

モニタリング実施前に点検した。

モニタリング結果概要 ²	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.3.0						
適用方法論	方法論番号	R001 ver. 3.0					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年4月1日～2011年3月31日						
モニタリング対象面積	17.68ha <方法論R001・R002・R003のみ>						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	123	128	187			438
認証依頼削減・吸収量	438 t-CO ₂ ³						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> 事業者名: <u>三田農林株式会社</u>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力におけるRPS法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

- ホームページ

ホームページ URL: http://mitanorin.co.jp/

- 出版物(環境報告書/定期刊行物)

- その他 具体的に: _____

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

- その他

具体的に: _____

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同様		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以上